四　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第二十三号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十三万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「四万カンデラ」を「三千百カンデラ」に、同項配置等の欄中「北緯四十三度五十二分五十八秒」を「北緯四十三度五十二分五十九秒」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表風向灯の項配置等の欄中「北北東約九百十六メートル」を「北北東約九百二十メートル」に、「南南東約千五百五メートル」を「南南東約千五百二十メートル」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年八月二十一日

○国土交通省告示第七百四十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表大島ＶＯＲの項中「平成26年３月６日から供用休止」を「平成26年８月21日から供用再開」に改め、同表椿ＶＯＲの項及び同表海中ＶＯＲの項を削り、同表福岡ＶＯＲの項中「平成26年５月29日から平成26年７月23日まで供用休止」を「平成26年７月24日から供用再開」に改める。

第二項の表大島タカンの項中「平成26年３月６日から供用休止」を「平成26年８月21日から供用再開」に、同表福岡タカンの項中「平成26年５月29日から平成26年７月23日まで供用休止」を「平成26年７月24日から供用再開」に改める。

第三項の表紋別ＩＬＳの項中「紋別空港及びその周辺」を「紋別空港内」に改め、「

ニドル	75	1
マーカー		

」を削り、「平成11年11月11日」の次に「（平成26年８月21日から平成26年11月12日まで供用休止）」を加え、同表新潟ＩＬＳの項中「新潟空港及びその周辺」を「新潟空港内」に改め、「

ニドル	75	1
マーカー		

」を削る。

第四項の表椿ＤＭＥの項及び同表海中ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表大島ＶＯＲの項、同表椿ＶＯＲの項、第二項の表大島タカンの項、第三項の表紋別ＩＬＳの項、同表新潟ＩＬＳの項及び第四項の表椿ＤＭＥの項の改正規定は平成二十六年八月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第七百四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1233	最下階の柱脚部における薄板軽量形鋼造（ＮＳスペーフレーム工法）の住宅の劣化軽減措置に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	ＮＳハイパーツ株式会社 新日鐵住金株式会社	岐阜県可児市姫ヶ丘一丁目35番地 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号	平成26年7月11日

○国土交通省告示第七百四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5264号	第一種衛星航法装置	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会（登録研修機関第九号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月二十四日　観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	菊間　潤吾
変更後	田川　博己

二　変更の年月日　平成二十六年六月十八日

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社読売旅行（登録研修機関第十六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月二十四日　観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	小笠原　忍
変更後	江﨑　丈

二　変更の年月日　平成二十六年六月十二日

○関東地方整備局告示第三百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　登録番号

関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	尾﨑　益雄、鵜飼　惠三、渡辺　良彦
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十三日